

別記第 5 号様式

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	平生町
実施期間	令和 5 年度～令和 7 年度

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年（令和 3 年度）の実績値（A）	目標値（B）	目標年（令和 7 年度）の実績値（C）	達成率（%） (A - C) ÷ (A - B)	備考
被害金額 (イノシシ)	2,280 千円	1,596 千円	1,228 千円	153.8%	
被害面積 (イノシシ)	2.27ha	1.58ha	0.88ha	201.4%	

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量			管理主体	供用開始日	事業効果
鳥獣被害防止 総合対策事業 交付金（緊急 捕獲）（国庫）	R5	95 頭	485,000 円	平生町有害鳥獣 捕獲対策協議会		捕獲意欲・ 捕獲頭数の 増加
	R6	261 頭	825,000 円			
	R7	102 頭	408,000 円			
捕獲に対する 補助（単町）	R5	24 人	1,696,000 円	平生町有害鳥獣 捕獲対策協議会		捕獲意欲・ 捕獲頭数の 増加
	R6	24 人	1,810,000 円			
	R7	25 人	473,000 円			
わな猟狩猟免 許取得に係る 経費の補助 （単町）	R5	2 人	14,000 円	平生町		新規捕獲隊 員の確保
	R6	3 人	21,000 円			
	R7	3 人	21,000 円			
わな猟狩猟免 許更新に係る 経費の補助 （単町）	R5	16 人	46,400 円	平生町		捕獲隊員数 の維持
	R6	9 人	29,000 円			
	R7	9 人	31,900 円			
わな猟狩猟者 登録に係る経 費の補助（単 町）	R5	39 人	499,290 円	平生町		捕獲隊員数 の維持
	R6	37 人	474,790 円			
	R7	39 人	499,290 円			
有害獣防除柵 設置に対する 補助（単町）	R5	3,755m	649,506 円	平生町		防護柵の普 及による被 害の軽減
	R6	6,559m	775,297 円			
	R7	6,638m	999,518 円			

実施隊への出動報酬（単町）	R5	309,000 円	平生町		緊急時の対応
	R6	438,000 円			
	R7	307,000 円			

4. 総合評価

（コメント）

本協議会による捕獲活動の内容に変化はないものの、イノシシの捕獲頭数が減少傾向にあることから、明確な理由は不明ではあるが、生息数自体がピーク時より減少していると推測される。

一方、平野部での田畑への出没は常態化しており、住宅地周辺では安全上の理由からわなの設置が困難なことから、防除対策が一層重要となっている。その柱である有害獣防除柵設置事業（町単独事業）を継続したことにより、被害の軽減効果が現れていると考えられる。

捕獲体制においては、本協議会隊員の経費負担軽減や活動補助により、新規隊員の確保とモチベーションの維持を図り、隊員数を維持している。また、鳥獣被害対策実施隊が緊急対応による住民の安全確保に努めるとともに、捕獲隊員に対する技術指導を通じて事故防止にも万全を期している。

5. 第三者の意見

（コメント）

山口県農林総合技術センター

被害金額は基準年の 2,280 千円から 1,228 千円へ、被害面積は 2.27ha から 0.88ha へ減少し、令和 7 年度目標である 1,596 千円及び 1.58ha を達成している。達成率も被害金額 153.8%、被害面積 201.4%であり、被害軽減目標については高く評価できる。

対策については、捕獲補助、わな猟免許取得・更新及び狩猟者登録への支援を継続するとともに、鳥獣被害対策実施隊による緊急対応及び捕獲技術の指導を実施しており、捕獲従事者の確保・維持を図りながら捕獲体制を継続している点は評価できる。また、有害獣防除柵についても 3 年間継続して整備されており、これらの取組が被害軽減に寄与したものと考えられる。

侵入防止柵は計画上、毎年度 60 か所・9,000m の整備を予定しているのに対し、実績は令和 5 年度 3,755m、令和 6 年度 6,559m、令和 7 年度 6,638m であり、計画には達していない。平野部の田畑へのイノシシの出没の高頻度化、住宅地周辺では安全上の理由からわなの設置が困難であるという現状から、今後は捕獲に加えて、防護対策の重要性が高まると考えられる。個別農地への柵設置に加えて、被害が集中する地区を集落点検し、集落や農地団地単位での面的な防護柵整備、緩衝帯の草刈り、破損個所の確認、補修等の役割分担を話し合う必要がある。

また、計画では、刈払いによる緩衝帯の整備、放任果樹の除去、耕作放棄地の適正管理、農作物残渣等の適正処分を生息環境管理として実施することとしているが、評価書ではこれらの実施実績が確認できない。鳥獣被害対策は「捕獲」「防護」「生息環境管理」を一体的に実施することが重要であるため、今後は被害の多い地域を対象として、放任果樹等の誘引物除去、農地・住宅地周辺の刈払い、耕作放棄地の管理等を、実施地区数、整備面積等を記録して評価することが望まれる。

なお、計画では鳥獣種ごとの年間捕獲計画数を設定しているが、本評価書では緊急捕獲事業による捕獲数のみが記載されおり、鳥獣種別の年間総捕獲頭数との比較ができていない。今後はイノシシをはじめ、アナグマ、タヌキ、ヌートリア等についても計画数と実績数を対比して記載し、被害状況に加えて捕獲頭数の比較も必要である。

特にイノシシについては、県内では野生イノシシへの豚熱感染も確認されていることから、被害減少を捕獲や防護対策のみの効果ととらえずに、今後も現状の被害水準が保てるように対策を見直していく必要がある。